

# インターネット異性紹介事業の事務取扱いに関する訓令

[最終改正 令和2.12.25 京都府警察本部訓令第25号]

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 届出の受理手続（第2条－第4条）

第3章 行政処分等（第5条－第8条）

第4章 インターネット異性紹介事業者に対する報告の要求等（第9条）

第5章 国家公安委員会への報告等（第10条・第11条）

第6章 雑則（第12条－第14条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 届出の受理手続

（事業開始届出の受理）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第7条第1項に規定するインターネット異性紹介事業（以下「事業」という。）の開始の届出があった場合は、次の事項を確認し、支障がないと認めるときは、受理しなければならない。

- (1) 事業の開始の届出は、規則第1条第1項に規定する事業開始届出書（規則別記様式第1号。以下「開始届出書」という。）によるものであるか。
- (2) 規則第1条第2項に規定する期日までに開始届出書が提出されているか。
- (3) 開始届出書及び規則第1条第3項各号に規定する添付書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、速やかに事業の開始の届出を受理したことを生活安全企画課長に連絡し、開始届出受理番号の通知を受け、開始届出書の所定欄に記載するとともに、インターネット異性紹介事業者届出台帳（別記様式第1。以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

3 生活安全企画課長は、前項の連絡を受けたときは、インターネット異性紹介事業届出受理番号簿（別記様式第2）に必要事項を記載しなければならない。

4 署長は、第1項の届出について、法第8条各号に規定する欠格事由への該当の有無等必要な調査をしなければならない。

（事業廃止届出の受理）

第3条 署長は、法第7条第2項に規定する事業の廃止の届出があった場合は、次の事項を確認し、支障がないと認めるときは、受理しなければならない。

- (1) 事業の廃止の届出は、規則第2条第1項第1号に規定する事業廃止届出書（規則別記様式

第2号。以下「廃止届出書」という。)によるものであるか。

(2) 規則第2条第2項に規定する期間内に廃止届出書が提出されているか。

(3) 廃止届出書は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、速やかに事業の廃止の届出を受理したことを生活安全企画課長に連絡し、届出受理番号の通知を受け、廃止届出書の所定欄に記載するとともに、台帳を整理しなければならない。

3 生活安全企画課長は、前項の連絡を受けたときは、第2条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

(届出事項の変更届出の受理)

第4条 署長は、法第7条第2項に規定する届出事項の変更の届出があった場合は、次の事項を確認し、支障がないと認めるときは、受理しなければならない。

(1) 届出事項の変更の届出は、規則第2条第1項第2号に規定する届出事項変更届出書(規則別記様式第3号。以下「変更届出書」という。)によるものであるか。

(2) 規則第2条第2項に規定する期間内に変更届出書が提出されているか。

(3) 変更届出書及び規則第2条第3項に規定する添付書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、第3条第2項の規定に準じて処理しなければならない。

3 生活安全企画課長は、署長から届出事項の変更の届出を受理した旨の連絡を受けたときは、第2条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

4 署長は、第1項の届出の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該変更に係る者について、法第8条第6号イ及びロに規定する欠格事由への該当の有無等必要な調査をしなければならない。

(1) インターネット異性紹介事業者(以下「事業者」という。)が法人であり、当該法人の役員の変動に伴い、新たに役員を就任させる場合

(2) 識別符号付与業務の委託先が法人であり、当該法人の役員等の変動に伴い、新たに役員等を就任等させる場合

(3) 識別符号付与業務を他の者に新規委託する場合又は委託先を変更する場合

5 署長は、第1項の届出の内容が他の都道府県公安委員会(以下「他の公安委員会」という。)の管轄区域内からの事業の本拠となる事務所(事務所のない者にあつては、住居。以下「事務所」という。)の変更の場合は、新たに台帳を作成しなければならない。

### 第3章 行政処分等

(行政処分の上申)

第5条 署長は、次の各号に掲げる処分を必要と認めるときは、インターネット異性紹介事業行政処分上申書(別記様式第3)により、行政処分を必要とする疎明資料、情状意見等を添えて、警察本部長に上申(生活安全企画課長経由)しなければならない。

(1) 法第13条の規定による事業者に対する指示

(2) 法第14条第1項の規定による事業者に対する事業の停止

(3) 法第14条第2項の規定による事業者に対する事業の廃止

2 生活安全企画課長は、法第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定

による処分移送通知書（規則別記様式第6号）の送付を受けた場合において、法第15条第2項第1号の規定による事業者に対する指示又は同項第2号の規定による事業者に対する事業の停止（以下「処分移送通知による指示等」という。）の処分をするための必要な調査を行い、事業の停止の処分を必要と認めるときは、停止命令上申書（別記様式第4）により、行政処分を必要とする疎明資料、情状意見等を添えて、警察本部長に上申しなければならない。

（処分通知）

第6条 生活安全企画課長は、前条第1項第1号の指示又は法第15条第2項第1号の規定による事業者に対する指示の決定をしたときは、指示書（規則別記様式第4号）を作成し、被処分者の事務所の所在地を管轄する署長（以下「処分管轄署長」という。）に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前条第1項第2号の事業の停止、法第15条第2項第2号の規定による事業者に対する事業の停止又は前条第1項第3号の事業の廃止の決定があったときは、命令書（規則別記様式第5号）を作成し、処分管轄署長に送付しなければならない。

（指示書等の交付）

第7条 処分管轄署長は、前条第1項の指示書又は同条第2項の命令書（以下「指示書等」という。）の送付を受けたときは、当該事業者の台帳に処分内容等を朱書するとともに、速やかに、被処分者に行政処分の決定があったことを通知して、指示書等を交付しなければならない。この場合において、処分管轄署長は、被処分者から受領書（別記様式第5）を徴しなければならない。

（処分移送通知）

第8条 生活安全企画課長は、第5条第1項第1号の指示、同項第2号の事業の停止又は同条第2項の処分移送通知による指示等の処分（以下「指示処分等」という。）を必要と認めた場合において、被処分者がその事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続を終了している場合を除き、現に被処分者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に処分移送通知書を送付しなければならない。

第4章 インターネット異性紹介事業者に対する報告の要求等

第9条 生活安全企画課長又は署長は、法第16条の規定による報告又は資料の提出を求めるときは、報告等要求書（規則別記様式第7号）により行わなければならない。

第5章 国家公安委員会への報告等

（国家公安委員会への報告等）

第10条 生活安全企画課長は、第2条、第3条又は第4条の届出（以下「届出」という。）を受理したことの連絡を受けたとき及び指示処分等をしたときは、規則第11条第1項に規定する事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

2 生活安全企画課長は、法第17条第1項の規定による通報を受けた場合において、当該通報の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める署長に当該通報の内容を連絡しなければならない。

(1) 京都府公安委員会の管轄区域内から他の公安委員会の管轄区域内への事務所の所在地の変更届出に係るもの 変更前の事務所の所在地を管轄する署長（以下「変更前管轄署長」という。）

(2) 第8条の規定により処分移送通知を行った被処分者の処分に係るもの 変更前管轄署長及び第5条の規定により行政処分の上申をした署長

(3) 現に事務所の所在地が京都府公安委員会の管轄区域内にある事業者に係るもの 処分管轄署長

3 変更前管轄署長及び処分管轄署長は、前項の連絡を受けたときは、当該連絡に係る事業者の台帳を整理しなければならない。

(管轄公安委員会への通報等)

第11条 生活安全企画課長は、第13条第2項の報告を受けた場合において、当該違反行為又は犯罪が行われた時の当該事業者の事務所が他の公安委員会の管轄区域内に所在するときは、当該公安委員会に規則第11条第2項に規定する事項を通報しなければならない。

2 生活安全企画課長は、法第17条第2項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る署長に通報の内容を連絡しなければならない。

3 署長は、前項の連絡を受けたときは、行政処分を行うための必要な調査をしなければならない。

## 第6章 雑則

(情報の提供)

第12条 生活安全企画課長は、法第20条の規定により、登録誘引情報提供機関から情報の提供を求められたときは、事業者に係る必要な情報を提供することができる。

(報告)

第13条 署長は、月間に取り扱った届出の件数を取りまとめて、翌月5日までに、インターネット異性紹介事業関係届出処理報告書(別記様式第6)に当該届出書の写しを添えて、警察本部長に報告(生活安全企画課長経由。以下同じ。)しなければならない。

2 署長は、事業者又はその従業者による行政処分の事由となる違反行為、行政処分又は処分移送通知による指示等に違反する行為及び犯罪を認知したときは、速やかに、警察本部長に報告しなければならない。

(台帳の作成等)

第14条 生活安全企画課長は、前条第1項の報告があったとき又は第10条第2項の連絡をしたときは、当該事業者の台帳を作成し、又は整理しなければならない。

## 附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

別記

様式第1（第2条－第4条関係）

インターネット異性紹介事業者届出台帳

（表）

（その1）

			索引	
開始届出年月日	年 月 日	受理警察署	警察署	
事業開始年月日	年 月 日			
開始届出受理番号	第 号			
事業者 〔法人にあつては代表者〕	本（国）籍			
	住 所			
	（ふりがな）氏 名	生年月日	年 月 日	
法人の場合	（ふりがな）名 称			
	所 在 地	電話（ ） -		
	役 員	法人継続用紙のとおり		
（ふりがな） 広告又は宣伝に 使用する呼称	----- ----- -----			
送信元識別符号				
本拠となる事務所の所在地	電話（ ） -			
	電子メールアドレス			
児童でないことの 確認の方法				
識別符号付与 業務を他の者 に委託してい る場合	氏 名 又は名称			
	住所（法人 の所在地）			
	役 員 等	法人継続用紙のとおり		
	業 務 の 実 施 方 法			

事業に関する 変更事項	年	月	日	変 更 事 項	

  

行政処分 又は 刑事処分	年	月	日	処 分 内 容	処 分 結 果

  

備 考	



様式第2（第2条－第4条関係）

インターネット異性紹介事業届出受理番号簿

開始届出受理番号	受理年月日 (警察署名)	事業者の氏名及び名称	変更及び廃止		
			番号	年月日	届出内容
第61号	・ ( )				
第61号	・ ( )				
第61号	・ ( )				
第61号	・ ( )				



様式第3 (第5条関係)

<p>京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 末日 廃棄 第 号 年 月 日 京都府 警察署長 印</p>			
<p>インターネット異性紹介事業行政処分上申書</p>				
<p>事業者の氏名 〔法人の場合は名称〕 〔、代表者氏名等〕</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日生 ( 歳)</p>			
<p>事業者の住所 (法人の場合は所在地)</p>				
<p>事務所の所在地</p>				
<p>事業開始届出年月日 及び届出受理番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>			
<p>処分を必要とする具体的な理由</p>				
<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>				

適用法条 (処分の種別)	
刑事処分 との関係	
疎明資料	<input type="checkbox"/> 有 (別添資料のとおり) <input type="checkbox"/> 無
情状及び 処分上の意見	
参考事項	

様式第4（第5条関係）

<p>京都府警察本部長 殿</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">年 月 日 廃棄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">生活安全企画課長 印</td> </tr> </table>			年 月 日 廃棄	第 号	年 月 日	生活安全企画課長 印
年 月 日 廃棄							
第 号							
年 月 日							
生活安全企画課長 印							
<p><b>停 止 命 令 上 申 書</b></p> <p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第2項第2号の規定による事業の停止命令を行う必要がある为上申します。</p>							
<p>事業者の氏名 〔法人の場合は名称〕 〔、代表者氏名等〕</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日生（ 歳）</p>						
<p>事業者の住所 (法人の場合は所在地)</p>							
<p>事務所の所在地</p>							
<p>事業開始届出年月日 及び届出受理番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>						
<p>停止命令を必要とする具体的な理由</p>							
<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>							

刑 事 処 分 と の 関 係	
疎 明 資 料	<input type="checkbox"/> 有 (別添資料のとおり) <input type="checkbox"/> 無
情 状 及 び 処 分 上 の 意 見	
参 考 事 項	

受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の 指示書  
命令書 を確かに受け  
取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

様式第 6 (第13条関係)

<p>京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table> <p>年 月 末日 廃棄 第 号 年 月 日 京都府 警察署長</p>				
<p>インターネット異性紹介事業関係届出処理報告書</p> <p>年 月中におけるインターネット異性紹介事業の届出処理件数は、下記のとおりであったから、届出書の写しを添付し報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
届 出 の 種 別	処 理 件 数				
事業開始届出	件				
事業廃止届出	件				
届出事項の変更届出	件				
備 考					